

御説明資料

2021年12月
中小企業庁金融課

今般の経済対策（令和3年11月）における主な資金繰り支援施策

【政府系金融機関関係】

- 日本公庫による実質無利子・無担保融資及び商工中金による危機対応融資について、年度末まで延長。
- 新型コロナ特別貸付については、実質無利子・無担保融資の執行状況や事業者の資金繰り状況等を踏まえた見直しを行った上で来年4月以降も継続。
- 日本公庫による資本性劣後ローンについて、来年度も実施。
- 返済猶予を含む既往債務の条件変更、借換、資本性劣後ローンの活用等を行うとともに、ポストコロナの需要回復を見据えた前向きな資金供給に取り組むなど、迅速かつ柔軟な対応を官民金融機関に対して要請。

【信用保証関係】

- 金融機関による伴走支援を促す伴走支援型特別保証について、上限を4,000万円から6,000万円に引き上げた上で、来年度も実施。
- 事業再生時に利用可能な経営改善サポート保証について保証料補助を来年度も実施。
- セーフティネット保証4号について、都道府県の要請を踏まえ、来年3月1日まで期限を延長。